

文書問題に係る第三者機関調査準備会 第2回 開催の概要

【日時】

令和6年8月22日（木）15:00 から 16:20 まで

【場所】

兵庫県議会 特別会議室

【出席した構成員】

藤掛 伸之	弁護士（座長）
定岡 治郎	弁護士
村岡 真夕子	県議会議員
門 隆志	県議会議員
越田 浩矢	県議会議員
小西 ひろのり	県議会議員

【議事】

- 1 第三者機関による調査のあり方について、別紙1のとおり決定した。
また、準備会から第三者機関に対し、別紙2のとおり依頼することとした。
- 2 準備会の検討結果を、別紙1により準備事務の委任者である知事に回答することとした。
また、知事に対し、次のとおり調査への協力を依頼することとした。

〔委任者（知事）への依頼事項〕

- ①第三者機関が必要な調査を尽くすことができるよう、県が保有する資料の提供等において、全面的に協力されたい。
 - ②上記趣旨から、職員に対しても、心理的負担の軽減等の必要な措置を講じたうえで、協力を呼びかけられたい。
- 3 今後、委員又は調査員の選定の必要が生じた場合は、準備会に諮ることとした。

以上

第三者機関による調査について

1 第三者機関委員候補者

(1) 委員略歴等 (50 音順)

【委員】 ※兵庫県弁護士会から推薦があった者

氏名	所属	略歴
上田 日出子 (うえだ ひでこ)	佐藤法律事務所 (神戸市中央区)	元裁判官
白井 俊美 (しらい としみ)	白井俊美法律事務所 (神戸市垂水区)	元裁判官 尼崎市行政不服審査会 会長
藤本 久俊 (ふじもと ひさとし)	弁護士法人アーネスト法律事務所 (神戸市中央区)	元裁判官 西宮市行政不服審査会 会長

【調査員】 ※委員が、兵庫県弁護士会への委員推薦依頼条件を踏まえて選任した者

氏名	所属	略歴
長城 紀道 (ながき のりみち)	芦屋法律事務所 (芦屋市)	元兵庫県弁護士会副会長 元芦屋市長等倫理審査会 委員
松谷 卓也 (まつたに たくや)	神戸明石町法律事務所 (神戸市中央区)	元神戸市水道局第三者委員会 委員 神戸市包括外部監査人
村上 英樹 (むらかみ ひでき)	神戸むらかみ法律事務所 (神戸市中央区)	元兵庫県弁護士会副会長 三木市情報公開審査会・個人情報保護審査会 委員長

(2) 兵庫県弁護士会へ委員の推薦を依頼した際の条件

推薦条件は以下のとおり。なお、調査員は当該条件を踏まえて、委員が選任。

- ・兵庫県の特別弁護士でない者
- ・当該文書に記載された個人や法人に関して日弁連が定める「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」第3に例示される利害関係者及び過去5年間に於いて利害関係者の立場にあった者でない者

(3) 調査過程において、推薦条件に抵触することが判明した場合

- ・調査途中で委員もしくは調査員が利害関係者であることが判明した場合は、当該弁護士との契約は解除し、委員については兵庫県弁護士会に対し、調査員については委員に対し、新たな弁護士の推薦を依頼する。

2 第三者機関の調査体制

(1) 第三者機関の体制

以下の者との業務委託契約を締結する。

- ・兵庫県弁護士会から推薦された弁護士である委員3名（合議体である第三者調査委員会を構成する）
- ・委員が選任した調査員である弁護士3名

(2) 委託内容

日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に基づき、以下の事項を実施する。

ア 本件事案に関する事実関係の究明、把握、調査、認定、評価

イ 前号に関する報告書の作成

ウ 前号の報告書に関する記者会見の開催

エ 前各号に関連する事項その他第三者調査委員会が必要と認める事項

※ エには第三者調査委員会運営に関する庶務業務を含む。第三者調査委員会の公正・中立性確保の観点から、原則として事務局業務についても委員側が行う。

(3) 委託期間

- ・契約の日から令和7年3月31日までとする。
- ・ただし、契約書において、報告書の提出目標時期を3月上旬と規定する。

(4) 所要経費（見込み（最大））

3,600万円程度

- | | |
|--------|---------------------------|
| ①委員活動費 | 3,000万円程度（タイムチャージ制） |
| ②事務的経費 | 600万円程度（旅費交通費、音声反訳費、通信費等） |

準備会から第三者機関への伝達事項

○ 県政に対する県民の信頼回復のため第三者機関による調査を行うことを踏まえ、調査にあたっては、公正性や中立性に十分に留意されたい。

○ 調査の質を担保しつつ、3月上旬の報告書公表を目標に、できる限り早期に調査を完了されたい。

○ 文書に記載された7項目の事実確認及び評価に必要な範囲で、関連事項についても調査を行われたい。

なお、公益通報など、文書に関する県の取扱いの適否についても評価の対象とされたい。